

# 町内会長等に対する行政連絡謝礼金支給要綱

平成元年12月28日制定

平成3年9月21日一部改正

平成4年8月20日一部改正

平成5年5月17日一部改正

平成6年7月1日一部改正

平成7年6月1日一部改正

平成9年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の行政事務に協力する町内会、自治会等の住民自治組織の長（以下「町内会長等」という。）に対し、行政連絡謝礼金（以下「謝礼金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 謝礼金は、市長に届け出されている町内会長等で、10月1日に在職するものに支給する。

(支給基準)

第3条 謝礼金は、6月1日における町内会、自治会等の加入世帯数を基準として支給する。

(謝礼金の額)

第4条 謝礼金の額は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この要綱は、平成元年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	謝礼金の額
49世帯以下	15,000円
50世帯以上99世帯以下	18,000円
100世帯以上199世帯以下	21,000円
200世帯以上499世帯以下	24,000円
500世帯以上799世帯以下	27,000円
800世帯以上	30,000円